

2023年度 世田谷区教職員組合(世教組)

定期総会議案書

「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを高々と掲げ、
憲法改悪に反対し、だれもが安心して働ける職場づくりをめざそう！

—総会日程—

1. 資格審査
2. 開会のことば
3. 議長選出、あいさつ
4. 執行委員長あいさつ
5. 来賓祝辞
6. 議 事
 - ① 2022年度 経過報告
 - ② 2023年度 運動方針案・スローガン提案
 - ③ 2022年度 決算・監査報告
 - ④ 2023年度 予算案提案
7. 議長解任あいさつ
8. 閉会のことば
9. 団結がんばろう

・ 2023年6月28日(水)

18:00～19:30

・ 世教組会館

当日持参

2023
世教組総会
スローガン

教え子を
再び戦場に
送るな

真の働き方改革を！
増やせ、教職員
減らせ、仕事量
見直せ、
世田谷の教育

NO 憲法改悪
NO 緊急事態条項
NO 防衛費大增額
NO 辺野古新基地
NO 自衛隊海外派兵
NO 集団的自衛権行使
NO 敵基地攻撃能力

子どもと教職員の
健康と命を！
再度の感染拡大への
適切な対策を！
After コロナ行事の
拡大反対！

なくせ
「給特法」
導入するな
「一年単位の
変形労働時間制」

子ども達に
豊かな学びを

YES!
民主的な職場
NO!
ハラスメント

ロシアの即時撤退！
ウクライナに平和を！

団結の輪を
広げよう

I. 一年間をふりかえって

1 戦争のできる国づくりに反対し、憲法の改悪を許さない闘い

ロシアのウクライナ侵略反対の声をあげ続けてきた1年でしたが、1年以上たった今もロシアの侵略戦争は続いています。ウクライナの子どもたちが、ロシアに連れ去られ思想教育を受けさせられるなど、ウクライナ国家をなきものにしようとするプーチン政権を許すことはできません。

岸田政権は、この状況をも利用して日本を軍事大国にするための策動を次々にかけてきています。歴代自民党政権ができなかったことを自分は成し遂げていると自画自賛しながら戦後の安保政策の大転換である「安保三文書」を閣議決定、軍事費の増額、そして憲法への自衛隊明記、緊急事態条項の創設など改憲の動きを強め、日本をアメリカと共に戦争のできる国にしようとしています。

私たち労働者は、ウクライナ、ロシア、そして全世界の労働者、人民と固く連帯して権力者による戦争を阻止しなければなりません。

世教組は、昨年度も日教組の仲間と共に毎月の国会前集会や憲法集会など各種集会に積極的に参加し、改憲・大軍拡反対の声をあげてきました。

2 長時間労働是正に向けたとりくみ

文科省が6年ぶりに実施した2022年度教員勤務実態調査で、長時間労働が全く改善していない実態が明らかになりました。月の時間外在校等時間は、小学校約41時間、中学校約58時間と深刻な状況のままです。「給特法」の見直しが中教審に諮問されましたが、定額働かせ放題の元凶である「給特法」を維持したままでは、長時間労働を是正することはできません。

また中学校の部活動について、2022年4月スポーツ庁は「部活動は段階的に地域に移行させるように」と文科省に提言しました。部活動は本来教員の仕事ではありません。

世教組は、長時間労働の是正に向けて、給特法の廃止や部活動顧問の強制をさせない取り組みを訴えてきました。

3 新型コロナウイルス感染症のとりくみ

3年目に入った新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学級閉鎖が相次ぎ学校現場の教職員はその対応に日々追われました。変異型ウイルスが若年層により蔓延することからその対策、世田谷の学級閉鎖基準の問題、通知表への「オンライン授業日数」記載をめぐる問題などを質す要請書を提出しました。

働く者の健康・安全を守るために、世教組は、学校現場に即した対策を区教委に要請しました。

4 ハラスメント根絶のとりくみ

ハラスメントの相談は、近年増加の一途です。最近では、管理職以外からのハラスメントも増えています。世教組は、組合・未組合員を問わずに、ハラスメントの相談を受けて解決に向けて取り組みました。

管理職信頼度調査を実施し、問題のあった職場からの訴えに基づき、組合員と連携して問題解決に向けとりくんできました。

5 教員不足解消のとりくみ

世田谷区では2022年4月の時点で、始業式に担任がいない学校が4校ありました。

世教組は、世田谷区立学校安全衛生協議会に組合代表として4名が参加し、教員不足の世田谷における実態を明らかにさせ、区教委が責任をもって不足解消をするように要請しました。

6 組織拡大のとりくみ

職場の問題を仲間と共に取り組み、組合加入を呼びかけ、複数名の加入を得ることができました。

7 世田谷区教育ビジョンのとりくみ

世教組は、世田谷区独自にすすめている「教科日本語」、「学習習得確認調査」、「学び舎」などの問題点を明らかにして、現場の要求にそった取り組みをすすめました。

8 人事異動のとりくみ

東京教組本部とともにとりくみ、本人からの聞き取りを行い、交渉を行いました。

「公募」異動を口実に、不当な異動を強制されようとした教員の問題について区教委交渉をし、止めることができました。「公募による異動」や世田谷独自の異動マニュアルの問題を明らかにし区教委に要請書を提出しました。

9 教育研究のとりくみ

7月23日(土)、杉並教組・特別区教組・世教組の3支部合同で、『「新たな教師の学び」で教育はどう変わる?』について、大森直樹さん(東京学芸大学教授)に講演していただき、免許更新制廃止にともなう「新たな研修制度」の問題を明らかにしました。

10 権利を守るとりくみ

年度当初の区教委交渉で、権利の確認を行い、職場の声を聞きながら取り組みました。

11 「安倍国葬」の学校への弔意強制反対のとりくみ

「安倍国葬」の学校への弔意強制に反対する要請を、区内の労働組合や市民団体と協力して行ない、保坂区長より「特段の対応はしない(学校に弔意を求める通知は出さない)」の発言をかちとりました。

12 原子力発電・核問題のとりくみ

世教組は、さようなら原発などの各種集会に参加し、原発の再稼働反対、放射能汚染水放出反対を訴えました。

13 教育予算のとりくみ

予算要望の交渉を行いました。

14 情宣活動

世教情報 17号発行

15 世教組総会

2022年6月22日(世教組会館)

2022年4月～2023年5月

月	要請・交渉・学習会・アンケート・総会・他
2022年4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 8日(金)ロシアは侵略をやめろ！ウクライナから撤退を！日比谷集会 ●16日(土)さようなら原発首都圏集会・デモ（亀戸中央公園） ●19日国会前集会（毎月） ●29日(木) 連合メーデー中央集会（代々木公園）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 3日(火)改憲発議許さない！憲法大集会（有明防災公園）15000人 ●21日(土)東京教組定期大会 ●26日(木)「世教組と区教委の権利に関する確認事項」の交渉
6月	●22日(水)世教組定期総会（世教組）
7月	●23日(土)三教組合同夏季教研 『「新たな教師の学び」で教育はどう変わる？』
8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日(月)「新型コロナウイルス感染症対策についての要請書」区教委へ提出 ●31日(水)「国葬」反対！国会前集会 ●31日(水)「国葬」学校への強制反対要請書（15団体連名）区総務課へ提出
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 4日(土)憲法学習会(東京教組) ● 8日(木)「国葬」関係 区長への要請行動 ●19日(月祝)国葬反対、改憲発議と大軍拡やめろ！ さようなら戦争・さようなら原発集会（代々木公園）13000人 ●25日(日)世田谷1000人委員会ピースパレード（若林公園） ●27日(火)「安倍国葬反対」国会正門前集会 15000人 ●28日(水)2023年度教育予算要求交渉
10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 6日(木)区教委 公募異動問題交渉 ●22日(土)東京教組教研 亀井環境教育分科会レポート提案 ●29日(金)区教委異動交渉
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 2日(水)区教委異動交渉 ● 3日(木祝)武力で平和はつukれない！憲法大行動 国会議事堂周辺 4200人 ● 9日(水)世田谷区立学校安全衛生協議会 ●30日(水)軍事費増やして生活壊すな！改憲反対！日比谷野音集会・デモ ●異動交渉（東京教組）
12月	●15日(木)「安保関連三文書閣議決定反対！」国会前緊急行動
1月	<ul style="list-style-type: none"> ●管理職信頼度調査の実施 ● 9日(月祝)女性教職員のための冬の講座 ●23日(月) 世田谷区立学校安全衛生協議会 ●27日～29日 全国教研オンライン参加 亀井レポーター「環境教育分科会」
2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 3日(金)2023年度教育予算回答交渉 ● 7日(月)「異動に関する要請書」区教委へ提出 交渉 ●18日(土)東京教組女性部定期大会 ●24日(金)ロシアのウクライナ侵攻から1年ウクライナに平和を！日比谷野音集会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●11日(土)東京教組養護教員部定期大会 ●21日(火祝)さようなら原発全国集会・デモ（代々木公園） ●20日(月)世教組役員選挙
2023年4月	●11日(火)「異動に関する要請書」に対する回答 区教委交渉
5月	<ul style="list-style-type: none"> ●女性部職場権利アンケート ●青年部組織拡大パンフレット配布 ● 3日(水祝)新たな戦前にするな！憲法大集会（有明防災公園） 25000人 ●25日(木)「世教組と区教委の権利に関する確認事項」の交渉

II 私たちを取り巻く情勢と課題

財源すら示されない「少子化対策」という名の選挙対策では、気前よく振舞ってみせる政権は、軍備に巨額の前算をつけ、教育に前算をかけようとしません。日本は、教育貧国であり続けています。

働き方改革により、罰則付き超過勤務上限が決められる中、教員に関しては、今後も定額働かせ放題の給特法が維持されようとしています。世田谷区においても、例えば部活動の地域移行に対し消極的な動きしか見せていません。

子どもを大切にしないこの国では、広く人権に対する意識、生命を大切にす意識が貧しい国となっているようです。

統一協会に深く関わってきた議員が、一時口をふさぎ、何事もなかったように再選されています。統一協会は、天皇を頂点とする戦前の家族観・家父長制の復活を目論む勢力と結託して、日本の性教育やLGBTQへの理解、性に関する差別の解消を妨害してきました。

中学生の標準服が男女の差なく選択できるようになりました。ジェンダー平等は、SDGsで目標5に掲げられています。しかし、2022年のジェンダーギャップ指数で、日本は世界で116位、G7の中で最下位です。

コロナ感染症は経済格差を広げました。ひとり親など困窮する家庭がヤングケアラーも生み出しています。「親ガチャ」という悲しい言葉が使われています。大学の奨学金が返せず苦しみ続ける若者がいます。

電気料金が大幅に上がりました。様々なものの値段が上がる中で、特に電気代は私たちの生活を直撃します。しかし、中部、関西、九州は原発を稼働していることを理由に大幅な値上げはしません。古い原発は廃炉にするはずなのに、60年を超えても使い続けることができるというGX法案が国会を通る中、露骨な世論誘導のように見えます。その陰で、故郷を追われた子どもたち、甲状腺がんの発症を恐れ続ける子どもたち、汚染水処理による生活の不安の中にいる子どもたちがいます。3・11から12年を過ぎて、大都市の電力のため、福島の子どもたちに負担をかけ続けるのでしょうか。

琉球弧と呼ばれる沖縄の島々や九州に、多くの軍備が配置されるようになりました。このことは、沖縄戦で得た「軍隊は国民を守らない」という真実を再び明らかにするものです。沖縄の人たちの命を危険にさらして、軍隊は何を守ろうとしているのでしょうか。

「軍隊は国民を守らない」姿は、ウクライナとロシアの戦いにおいても明らかです。国連統計によれば、この戦争で命を失った子どもは500人を超えます。ロシアにおいても若者が望まない戦いを強いられ、命を失っています。ロシアが侵略をやめ、一刻も早く戦争が終結することを願います。戦争は最大の人権侵害の出来事です。しかし、日本の政府は、この戦争を日本の軍備拡大に利用しています。

今年、関東大震災における朝鮮人・中国人虐殺から100年となります。被害者の数や被害の実相について調査してこなかった歴代の政府や現都知事の在り方は、排外的な今日の日本の状況につながります。

絶対に日本に落ちることがない朝鮮民主主義人民共和国のミサイルをJアラートなどで大騒ぎする中で、朝鮮半島にルーツをもつ子どもたちがどのような思いでいるのか、大人たちは思い

をよせているのでしょうか。朝鮮学校の無償化は、明らかな差別です。

シリア内戦の長期化やウクライナでの戦争などを背景に、世界の難民・避難民の数が半年で1370万人増え、約1億300万人に達しました。その4割が18歳以下の子どもです。その中で日本の難民受け入れは極めて少なく、2022年の難民認定は202人。人道的配慮から在留を認められた人も1760人に留まります。入管難民法改正は、難民申請中の送還をも可能とする内容です。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、「非常に重大な懸念を生じさせる様々な側面がある」との声明を出しています。

世界は、インクルーシブ教育や「国旗・国歌」強制などの思想の自由の課題についても厳しい目を向けています。国連人権委員会は、多くの項目を挙げて勧告をおこなっています。安倍政権以来、日本は国際的な人権に対する忠告、勧告に対して耳を傾けません。2014年国連自由権規約委員会では、議長から「日本は何度同じ勧告を出しても従おうとしない。日本政府は国際社会に反抗しているように見える。」とまで言われています。岸田政権もその姿勢を継承しています。

2014年日本は障害者権利条約に批准しました。「発達障害」の診断は、本人に必要な合理的配慮のために行われるべきものであり、合理的配慮にきちんと予算をつければ、インクルーシブ教育は進められるはずですが、世田谷区では特別支援学級が増え続けています。そして、その特別支援学級でも教員不足が深刻になっています。

不登校生徒や自ら命を絶つ子どもがコロナ感染症の中で急増しています。世田谷区では不登校特別教室が作られ、入学希望者が増え続けています。学校は、子どもにとって安心して学ぶ場ではなくなっています。国・都・そして世田谷区による学力テストで競争意識を植え付け、「努力して勝ち抜いたものが幸せになる」と思い込まされています。もちろん子どもにとって公立学校「普通教室」以外で生きる自由はあります。しかし、学校が子どもたちにとって生きにくい場所となっているとしたら、それは、私たちにとって辛いことです。子どもたちを生きにくくさせていることに、私たちも加担していると言わざるを得ません。

このようなできごとが、私たちの毎日から遠いところに置かれてしまっています。あまりにも多忙にさせられている中で、考えることができなくなっている自分に、気づくことすら少なくなっています。

だからこそ組合に集って、語り合うことが求められます。今、目の前に起こっていることは、個別の課題なのか、それとも多くの類似の出来事が起きているのか。世田谷区、あるいは東京都、国の中でどのような背景があるのか。なぜ、このようなことが起きているのか。何が私たちを縛っているのか。私たちは何と向かい合わなければならないのか。共に語り合いたいと願います。

Ⅲ. 今年度のとりくみ

1. 憲法改悪を許さず憲法の花神を活かした社会を目指すとりくみをすすめます。

(1) 憲法改悪に反対します

- ① ロシアによるウクライナ軍事侵略を利用し、軍事大国をめざす憲法改悪に反対します。「戦力不保持」「交戦権否認」をうたった憲法第九条の破棄（自衛隊明記）、緊急事態条項の創設を柱とする「自民党改憲案」に反対し、改憲発議をさせないとりくみをすすめます。
- ② 戦争のできる国づくりをめざす「共謀罪」「安全保障関連法」「特定秘密保護法」に反対し、廃止させるとりくみをすすめます。
- ③ マイナンバーカードを使った個人情報の一括管理・総監視体制づくりに反対します。
- ④ これらの闘いをすすめるために、日教組の全国的な闘い、総がかり行動など市民団体のとりくみにも積極的に参加し、連帯の輪を広げていきます。

(2) 反戦・平和・いのちを守るとりくみを強化します。

- ① 日米安保同盟の強化、南西諸島への自衛隊のミサイル配備・沖縄の軍事要塞化、辺野古新基地建設に反対し、普天間基地の早期返還を求めます。
- ② 戦後の安保政策の大転換となる「敵基地攻撃能力の保持」「大軍拡」をうたった「安保関連三文書」の閣議決定、軍事費大增額のための「防衛財源確保法案」と「軍需産業強化法案」に反対します。
- ③ 横田をはじめとする全ての基地へのオスプレイの配備・軍備増強に反対します。
- ④ 東京電力福島第一原発のトリチウム・放射能汚染水の海洋放出を許さず、脱原発の取り組みをすすめます。「GX脱炭素電源法」は原発の最大限活用法であり廃案を求めます。原発再稼働に反対し、すべての原発・核燃料サイクル施設の即時停止・廃炉を求めます。
- ⑤ 放射線量の高い川場移動教室については、子どもの健康と引率職員の健康を守るために場所の変更を含めた改善を求めます。

2. ゆとりある学校づくりをめざし、人権・平和を大切にす教育をすすめます。

(1) 新教育基本法・学習指導要領の能力主義・国家主義に基づく教育政策や文科省・都教委・区教委の「教育改革」に反対し、子どもの側に立った学校づくりにとりくみます。

- ① 「GIGAスクール構想」について、「個別最適化の学び」「一人も取り残さない学び」と称する児童生徒の選別・格差拡大、教育内容・方法の強制、オンライン授業、健康被害、現場の混乱などについて問題点を明らかにし、子どもの視点に立った教育を守ります。一挙に進んでいるICT教育、教育のデジタル化について、課題を共有し論議を深めていきます。
- ② 子どもへの「愛国心」のおしつけ、修身復活につながる評価を伴う道徳の教科化に反対します。
- ③ 「世田谷区教育ビジョン」「世田谷教育要領」に基づく教育施策に反対します。20年度から始まった「せたがや11+～キャリア・未来デザイン教育～」については、問題点を明らかにしていきます。
- ④ 世田谷区で先行導入された「自閉症・情緒障害特別支援学級」の位置づけ、教員配置などの問題点を明らかにし改善を求めます。

- ⑤教科書の内容統制に反対し、教職員の声が生かされる教科書採択制度を求めます。
- ⑥平和、人権、環境・公害・反原発、ジェンダー平等の教育をすすめるため、教研活動の充実に努め、教育実践交流をすすめます。

(2) 子どもの人権を大切にする教育実践をすすめます。

- ① 子どもの権利条約を学校現場に生かすためのとりくみをすすめます。
- ② 能力主義教育に基づいた「習熟度別少人数指導」や、差別・選別につながる「学力テスト」「新体力テスト」「スピーキングテスト」の問題点を明らかにし廃止に向けたとりくみをすすめます。
- ③ 障害児とともに学び育つインクルーシブ教育の実現を目指します。

3. 私たちの生活を守り、労働条件を改善するとりくみをすすめます。

(1) 私たちが安心して働けるよう、区教委との確認事項の徹底と定着を図ります。問題が生じた場合は、分会と執行部で協議しながら解決に向けてとりくみます。

(2) 5類移行後も新型コロナウイルス感染症の子どもと教職員への適切な感染対策、命と健康を守る対策を求めます。

(3) 教員不足が起こらないよう、ゆとりをもった教員配置を求めます。

(4) 人事庶務システム・文書管理システム・給食費公会計化は、複雑な操作など過重負担になり長時間労働にもつながっていることから廃止も含めて見直すよう要求します。

(5) 長時間労働の解消にならない「一年単位の変形労働時間制」導入に反対し、定額働かせ放題の「給特法」の廃止を求めます。

(6) 人事異動について、強制人事異動がないようとりくみます。「イエローカード」の集約にとりくみ、個々の事情を具申に反映させるよう、区教委に対する交渉をすすめます。公募異動の問題、世田谷独自の異動マニュアルの問題点を明らかにし改善を求めます。

(7) 諸権利がきちんと行使できるようとりくみます。

(8) 教職員を階層化させる「主幹教諭・指導教諭・主任教諭」制度に反対し、職員会議を形骸化させず、学校運営の民主化、教職員の意見が生かされる学校づくりをすすめます。

(9) 業績評価の開示請求のとりくみをすすめるとともに、開示請求を申し出たことが不利益にならないようとりくみます。

(10) 職場におけるハラスメントを許さないとりくみをすすめます。管理職信頼度調査にとりくみます。パワハラなど問題のある管理職に対しては、必要に応じて区教委交渉を行い問題解決を図ります。さらに、処罰を含めたハラスメント認定ができる第三者機関の設置を求めます。

(11) 休日の部活動指導について「地域移行」を早急に具体化するよう求めます。また、平日の指導についても早期に移行するよう求め、部活動顧問の強制に反対します。

(12) 「新たな研修制度」について、研修履歴の義務づけによる研修強化、管理職の一方的な研修強制を許さないとりくみをすすめます。

(13) 憲法の基本的人権をもとに、人間らしい労働環境や社会保障、保育環境を求めます。

- ①「少子化対策」は目先のバラマキ政策でなく、非正規労働や女性労働等の低賃金労働を解消し家庭を築ける雇用環境整備政策と、高等教育での授業料の減額・無償化や返還不要の奨学金など根本的な見直しを求めます
- ②高齢者や非正規雇用労働者・シングルマザーなどすべての人々のセーフティーネットとなる社会保障制度と労働環境・保育環境を求めます。マイナンバーカードの適用拡大政策に反対し、現行の健康保険証の維持を要求します。
- ③年金支給減額・健保支払負担増・介護掛金増等の制度改悪に反対します。生活費の高騰に対し消費税廃止を求め、税は防衛費増でなく国民の納得できる使途とするようとりくみます。
- ④現職・退職後を通じた教職員共済への加入をすすめ、また「ろうきん」の利用拡大・結集のとりくみもすすめます。

4、組織拡大に努め、頼れる組合を目指します。

- (1) 世教組執行部体制の強化を図ります。
- (2) 職場の課題や要求を中心とした目に見える活動を行い、更に対区教委交渉を強化します。
- (3) 「世教情報」の定期的発行を目指し情宣活動を活発にします。「女性部ニュース」とともに権利の情宣に努めます。
- (4) 青年部対象者を中心に東京教組「青年部連続講座」「レクリエーション活動」「教員採用セミナー」にとりくみ、世教組も学びや対話の企画進め組合加入を促進します。
- (5) 憲法改悪阻止や教育運動推進のため地公労など地域の労働組合や「世田谷の教育を考える会」「世田谷 1000 人委員会」「市民運動いち」など、市民運動、保護者との連携を図ります。

Memo

2023年度 世教組執行部体制

執行委員長 河野美砂子（烏山北小）
執行副委員長 藤田 直彦（奥沢小）
書記長 亀井 修司（世田谷中）
会計部長 内藤 英二（緑丘中）
執行委員 金塚 崇（桜丘中）
吉成 優子（塚戸小）
坂本 秀一（池尻小）
小林 泰子（松沢中）
会計監査 中村多佳子（砧南小）
特別執行委員 荒川真佐子（砧南中）
清水 和江（書記局）
井口 忠子（書記局）
大久保典子（書記局）
書記 中村 久枝（書記局）

東京教組本部委員 藤田直彦 亀井修司
女性部委員 吉成優子
労働安全衛生委員会 河野美砂子 藤田直彦 亀井修司 金塚 崇
組織拡大コーディネーター 清水和江 河野美砂子 井口忠子

世田谷区教職員組合規約

第1章 総 則

- 第1条 この組合は、世田谷区教職員組合という。
- 第1条の2 この組合の事務所は、世田谷区世田谷一丁目41番12号におく。
- 第2条 この組合は、世田谷区立の学校職員及び、この組合の役員をもって組織する。但し、地方公務員法第53条第4項但書きに該当する者（役員を除く）で、委員会が認めたものは、組合員となることができる。
- 第3条 この組合は、各学校毎に一分会を置き、分会は組合の統制に服する。
- 第4条 この組合は、教職員の強固な団結によって、教職員の経済的社会的並びに政治的地位の向上を図るとともに、教育及び学術研究の民主化を実現し、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第5条 この組合は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。
- 一、 待遇の改善並びに、労働条件の改善に関すること。
 - 二、 文化・福利・厚生に関すること。
 - 三、 教育行政、学校運営及び学術研究の民主化に関すること。
 - 四、 教育関係事項の調査に関すること。
 - 五、 その他、この組合の目的達成に必要なこと。

第2章 機 関

- 第6条 この組合に、次の機関を置く。
- 一、 大会
 - 二、 委員会
 - 三、 執行委員会
- 第7条 大会は、最高の議決機関で、代議員をもって構成し、議長はそのたびごとに組合員の中から選ばれる。
- 第8条 大会は、毎年1回定期に開く。但し、委員会または、組合員の3分の1以上の要求があるときは、臨時にこれを開く。
- 第9条 大会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立とする。代議員の選出は、別に定める。大会の議決は、出席代議員の過半数で決める。但し、第10条第一・五号は、直接無記名投票を行い、全組合員の過半数でこれを決める。
- 第10条 大会は、次の権能をもつ。
- 一、 規約を変更すること。
 - 二、 予算を決定し、予算を承認すること。
 - 三、 緊急事項として、委員会または、執行委員会で処理したことを承認する。
 - 四、 統制規定の適用に関し、最後の審議をすること。
 - 五、 この組合の連合体の結成、加入もしくは脱退又は解散を決めること。
 - 六、 その他、重要な事項を決めること。
- 第11条 委員会は、大会に次ぐ議決機関であって、第12条に定める委員をもって構成し、議長はその度毎に、委員の中から選ばれる。
- 第12条 委員は、分会の組合員15名及び、その端数毎に1名の割で選ばれる。但し、内1名以上の女性を選ぶ。
- 第13条 委員は、毎学期1回以上開くほか執行委員会が決めたときと、委員の3分の1以上の要求があったときに開く。
- 第14条 委員会は、2分の1以上の出席がなければ成立しない。委員会の議決は、出席委員の過半数で決める。賛否同数の場合は、議長がこれを決める。
- 第15条 委員会は、大会で委任された事項のほか、次の権能をもつ。

- 一、 第22条に規定する執行委員の数をきめること。
- 二、 専門委員を選出すること、及び解任すること。
- 三、 役員並びに組合員に統制規定を適用するかどうかをきめること。
- 四、 緊急な事項を決めること。但し、この場合は、必ず次の大会の承認を得なければならない。

五、 第2条但書の組合員となる者を決めること。

第16条 執行委員会は、その執行機関であって、執行委員の意見をまとめるために設けられるもので、その議決は過半数できめる。

執行委員会は、次の権能をもつ。

- 一、 大会・委員会で決められたことを処理する。
- 二、 緊急事項の処理をきめること。但し、この場合は、事柄の軽重によって、委員会、大会の承認を得なければならない。
- 三、 各種の原案をつくること。

第17条 執行委員会は、次の者によって構成される。

- 一、 執行委員長及び副委員長。
- 二、 書記長及び書記次長。
- 三、 執行委員
- 四、 会計部長
- 五、 専門部長
- 六、

第3章 書記局

第18条 執行委員会は、業務処理のため書記局を置く。書記局は、前条に規定する役員をもって構成する。

第4章 専門部

第19条 この組合に学校種別の部及び女性部、青年部、養護教員部、事務職員部、障害児学級部、栄養職員部を置くことができる。

第20条 専門部は、それぞれの部に関する特殊な問題の研究・調査をすること及び各部に属する組合員の連絡をつけることを目的とする。
右の部は、この支部の機関を通さずに、単独で対外的な活動をすることはできない。

第5章 専門委員会

第21条 この組合に、専門委員会を置くことができる。専門委員会は特定の問題に関して、研究・調査するものであって、委員会がその必要を認めるとき、組合員の中から選出された専門委員によって構成され、その委員長は専門委員会の互選によってきめる。
専門委員の任期は、必要な期間とする。

第6章 役員

第22条 この組合に、次の役員を置く。

- 一、 執行委員長 1名
- 二、 副執行委員長 2名
- 三、 執行委員 若干名
- 四、 書記長 1名
- 五、 書記次長 2名
- 六、 会計部長 1名
- 七、 会計監査委員 2名

第23条 執行委員長は、この組合の理事とし、次の権能をもつ。

- 一、 この組合を代表すること。
- 二、 大会・委員会を招集すること、並びに執行委員会の議長となること。

2. 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長が欠けたとき、また事故があるときは、その代理をする。
- 第24条 執行委員は、次の権能をもつ。
- 一、 大会・委員会で決議された事項を処理すること。
 - 二、 組合の常務を執行すること。
- 第25条 書記長は、執行委員長を補佐してこの組合の事務を処理するために、次の権能をもつ。
- 一、 各種会合の通知をすること。
 - 二、 上部団体及び分会との連絡並びに各官庁・友誼団体との連絡をすること。
 - 三、 会議の進行・司会をすること。
 - 四、 各種の記録帳簿の保管をすること。
 - 五、 その他業務を完遂するために必要な処置をすること。
2. 書記次長は、書記長を補佐し、書記長が欠けたとき、または事故があるときに、その代理をする。
- 第26条 会計部長は、会計一般並びに、財産を管理するほか、次年度の予算案及び前年度の決算表を作って、執行委員会に提示しなければならない。
- 会計部長は、組合員の中から選任され、他に役員を兼ねることはできない。
- 会計部長は、大会・委員会で議決された処理に関することを処理する。
- 会計部長は、組合経理に関する常務を処理し、組合各種の会議に出席し、経理に関する発言をすることができる。
- 第27条 会計監査委員は、年2回以上会計状況を監査し、その結果を委員会及び大会に報告しなければならない。
- 会計監査委員は、組合員の中から選任され、他の役員を兼ねることはできない。
- 第28条 役員の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1年とする。但し、留任を妨げない。
- 補充された役員の任期は残りの期間とし、前任者は、後任者の決まるまで業務を行う。
- 第7章 役員選挙
- 第29条 第22条の役員は、毎年3月末日までに、全組合員の直接無記名投票をおこない、投票総数の過半数を得たものうちから得票順にこれをきめる。
2. 前項の選挙は、組合若干名で構成する選挙管理委員会がこれを実施する。
 3. 役員に立候補するものは、前項の選挙管理委員に立候補することはできない。
- 第8章 加入脱退
- 第30条 この組合に加入しようとするものは、所定の文書をもって分会を通して申し出るものとする。但し、組合員としての資格は、組合費を納入したときから生ずる。
- 第31条 この組合を脱退しようとするものは、所定の文書をもって分会を通して申し出るものとする。
- 第32条 この組合を脱退したものは、既納の組合費、及び財産上の権利を放棄したものと認める。
- 第9章 会計
- 第33条 この組合の組合費は、毎月給与額の0.52%とする。但し、2001年8月から2002年3月までは0.44%とし、2002年4月から0.52%とする。
- 第34条 この組合の経費は、前条の組合費のほか、大会、または委員会の承認を得て、臨時に徴する費用及び寄付金、事業収益等をもってこれにあてる。

- 第35条 この組合費は支部の会計並びに、資産状況を明らかにするために、常に整理された会計簿、財産目録及び予算表を備えておかなければならない。
- 第36条 予算案・決算表は、大会で審議を受けなければならない。
- 第37条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第10章 付 則
- 第38条 この規約を施行するために、必要があれば別に細則を定める。
- 第39条 この改正規約は、2012年4月1日から効力を生ずる。
- 規約改正 1990年5月30日
- 規約改正 1991年5月29日
- 規約改正 2001年7月 6日
- 規約改正 2011年10月24日
- 第40条 この組合は、東京都公立学校教職員組合の支部となることとし、この規約に規定していないものは、東京都公立学校教職員組合の規約を準用する。

MEMO